

重要事項説明書

1. 当事業所の法人概要

事業者名	株式会社ハピネス
所在地	兵庫県伊丹市西台2丁目5番22 M' STYLE 伊丹西台301
連絡先	TEL 072-767-1805 FAX 072-767-1807
代表者	代表取締役 寺澤 早苗

2. 当事業所の概要

事業所名	ラルジュ伊丹訪問看護ステーション
事業所番号	2863390478
所在地	兵庫県伊丹市西台2丁目5番22 M' STYLE 伊丹西台301
開設年月日	平成30年10月1日
連絡先	TEL 072-767-1805 FAX 072-767-1807
事業所管理者	寺澤 早苗
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後6時
サービスを提供する地域	伊丹市・尼崎市・川西市・宝塚市・西宮市(その他地域は別途相談)

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的	株式会社ハピネスが開設する訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下事業という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態であり主治医が必要と認めた者に対し、適切な事業の提供を目的とする。
運営方針	介護保険法に基づき、訪問看護サービスの提供に当たり、訪問看護事業所看護職員は要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養生活が継続できるよう支援する。 介護予防訪問看護サービスの提供に当たり、看護職員は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が送れるようその療養生活を支援すると共に、利用者心身の機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 当事業所の職員について

(1)当事業所の従業員は次のとおりです。

	職務内容	人員数
管理者	管理業務 訪問看護業務	常勤1名
看護師	訪問看護業務	常勤1名 非常勤3名
准看護師	訪問看護業務	常勤1名

(2)利用者に訪問看護を提供する当事業所の従業員は身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者やご家族から求められた際はいつでも提示をします。

(3)訪問看護サービスを提供する担当者の変更を希望される場合は相談窓口の担当者までご連絡ください。利用者の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員配置により希望に添えない場合がある事と利用者から特定の担当者の指名はできない事を予めご了承ください。

(4)従業員は次の行為は行いません

- ①利用者又は家族からの金銭の授受及び金銭、貯金通帳、鍵等の預かり
- ②利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ③利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

5. 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②医療的処置の実施及び指導(吸引・酸素吸入・褥瘡処置・内服管理等)
- ③看護・介護技術の実施と相談、指導(洗髪・清拭・入浴・体位変換・更衣等)
- ④栄養・食事に関する相談・指導
- ⑤リハビリテーションの実施・相談・指導
- ⑥ターミナルケア(緩和ケア・疼痛管理・症状のコントロール・看取りのケア)
- ⑦認知症患者の看護(認知症症状のケアと相談・症状の悪化や事故を防止するための環境整備等)
- ⑧介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
- ⑨生活環境の調整と指導
- ⑩主治医への連絡・調整・報告、その他関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携

6. 利用料金について

サービスの利用料は別紙にてご説明いたします。介護保険の改正により、変更した場合は、別紙にてその都度説明をさせていただきます。加算に関しては利用者又はご家族に説明し同意書に署名頂きます。

※主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

7. その他の費用について

(1)キャンセル料

予定されていた訪問をキャンセルされる場合は、速やかに訪問看護ステーションまでご連絡ください。

サービス利用当日のキャンセルは一律500円を請求致します。

ただし、利用者の容態の急変、やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は請求致しません。

(2)実費負担による利用料金

介護保険を利用しない場合の料金は、30分以内5,000円 30分～60分以内10,000円となります。

以降は30分毎にプラス5,000円となります。 例40分の場合＝10,000円 80分の場合＝15,000円

(3)エンゼルケア 20,000円

8. 料金の支払いと支払い方法

(1)原則として口座振替をお願いしています。

(2)毎月10日前後に前月分の請求書を発行します。翌々月の8日前後にお振替となります。

9. サービス提供の手順

- (1)サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3)主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4)サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5)看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. 記録について

- (1)利用者に提供したサービスの記録は利用終了後5年間保管します。記録については利用者と家族に限り閲覧することができます。写しの交付が必要な場合は、実費をお支払い頂きます。
- (2)医療介護の質と安全性確保のため電子カルテシステムを運用しています。利用者のプライバシーの保護を厳重に図りながら、安全な看護・介護の提供を可能にすることを目的としています。電子カルテシステムを運用させて頂くためには、利用者又はご家族に説明し同意書に署名頂きます。
- (3)訪問終了時に、利用者の状態やケア内容を記録用紙に記載します。

11. プライバシー保護について

当事業所は利用者及び利用者の家族の個人情報を契約期間中はもとより、契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑一体的なサービスを提供するに当たり、必要最小限の範囲内で使用、提供、又は収集させていただきます。収集した利用者の個人情報は保存方法、保存期間及び破棄処分については適用される法律のもとに処分させていただきます。

情報を使用させて頂くためには、利用者又はご家族に説明し同意書に署名を頂きます。

12. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 寺澤 早苗
-------------	-----------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6)虐待防止のための指針を作成します。

13. 身体拘束等の適正化について

当事業所は利用者の尊厳を保持し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則として行いません。ただし、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、・切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たすことを確認したうえで実施します。身体拘束を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又は家族へ説明を行います。また、身体拘束等の適正化を図るため、指針の整備及び研修を実施します。

14. 衛生管理について

- (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3)感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

15. 業務継続計画の策定

- (1)感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2)感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16. ハラスメント防止について

当事業所は、利用者、ご家族及び職員の人権を尊重し、安全で良好なサービス提供環境を維持するためハラスメント防止に取り組みます。次のような行為が認められた場合は、サービス提供方法の見直しや契約解除を検討する場合があります。・暴力行為、身体的攻撃・暴言、威嚇、誹謗中傷・セクシャルハラスメント職員に対する過度な要求・SNS等による誹謗中傷・その他、サービス提供の継続に重大な支障を及ぼす為、事業者は職員に対してハラスメント防止研修を実施し、利用者及び家族との良好な関係構築に努めます。

17. 緊急時の対応

- (1)訪問看護サービス中に利用者の容態に緊急事態が生じた場合、主治医、ご家族に連絡をとると共に必要な措置を講じます。また、救急搬送の処置を行う場合もあります。
- (2)ご家族に連絡がとれない場合も(1)と同じ対応とさせていただきます。

18. 契約の終了(解約も含む)と自動更新

利用者は、事業者に対して契約終了を申し入れることにより利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。
この契約は解約の申し出がない限り、主治医の指示・居宅サービス計画に基づき自動更新されます。

19. 損害保険について

当事業所の責任において利用者の身体、財産を傷つけた際は利用者にその損害を賠償いたします。
当事業所は一般社団法人 全国訪問看護事業協会「訪問看護事業者保障制度」に加入しています。

20. 相談窓口

- (1)事業所の苦情相談窓口は次のとおりです。

ラルジュ伊丹訪問看護ステーション	管理者 寺澤 早苗
TEL:072-767-1805 (受付時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後6時)	

- (2)お住まいの市の介護保険担当課でも相談を受け付けています。

伊丹市役所介護保険課	TEL 072-783-1234
尼崎市役所介護保険課	TEL 06-6375-5639
川西市役所介護保険課	TEL 072-740-1111
宝塚市役所介護保険課	TEL 0797-71-1141
西宮市役所介護保険課	TEL 0798-35-3151
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	
TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 (受付時間 平日午前8時45分～午後5時15分)	

21. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた際は利用者又はご家族に説明をし、同意を得た上で書類を交付します。

事業者は以上の通り重要事項の説明を行いました。

説明 日時 年 月 日 時 分

場所 ご自宅 ・ その他 ()

事業所所在地 兵庫県伊丹市西台2丁目5番22 M' STYLE 伊丹西台301

名称 株式会社 ハピネス ラルジュ伊丹訪問看護ステーション
管理者 寺澤 早苗

説明者 ()

年 月 日

利用者 住所

氏名(自署)

家族または代理人 住所

氏名(自署)

本人との続柄 ()

6. 利用料金について

介護保険における訪問看護料金表(令和8年6月1日～)

要支援1～2のご利用者様(1回あたり)

		20 分未満				30 分未満				
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
看護師	303	3,242	325	649	973	451	4,825	483	965	1,448
准看護師	273	2,921	293	585	877	406	4,344	435	869	1,304
		30 分以上1時間未満				1 時間以上1時間 30 分未満				
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
看護師	794	8,495	850	1,699	2,549	1,090	11,663	1,167	2,333	3,499
准看護師	715	7,650	765	1,530	2,295	981	10,496	1,050	2,100	3,149

要介護1～5のご利用者様(1回あたり)

		20 分未満				30 分未満				
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
看護師	314	3,359	336	672	1,008	471	5,039	504	1,008	1,512
准看護師	283	3,028	303	606	909	424	4,536	454	908	1,361
		30 分以上1時間未満				1時間以上 1 時間 30 分未満				
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担金額(円)		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
看護師	823	8,806	881	1,762	2,642	1,128	12,069	1,207	2,414	3,621
准看護師	741	7,928	793	1,586	2,379	1,015	10,860	1,086	2,172	3,258

* 利用料は(基本利用単位×訪問回数+各種加算)×10.7(地域区分5級地)1割又は2割又は3割

* 20分未満の訪問は週に1回以上 20分以上の訪問を受けられる場合にご利用できます。* 実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

当月以内に2回目以降の緊急訪問については早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算が算定されます。

提供時間帯	早朝 (午前6時～午前8時)	夜間 (午後9時～午後10時)	深夜 (午後10時～午前6時)
時間帯加算	25%加算	25%加算	50%加算

②各種加算

加 算	料 金	利用者負担金額	要 件
サービス提供体制加算	(Ⅱ)32円／回	1割4円／回 2割7円／回 3割10円／回	研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合に算定します。
緊急時訪問看護加算	6,314円	1割632円／月 2割1,263円／月 3割1,895円／月	ご利用者の同意を得て利用者、ご家族からの電話による相談に24時間対応し必要に応じて訪問を行う場合に算定します。
特別管理加算	(Ⅰ)5,350円	1割535円／月 2割1,070円／月 3割1,605円／月	特別な管理を必要とされるご利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して訪問看護サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合に算定します。
	(Ⅱ)2,675円	1割268円／月 2割535円／月 3割803円／月	
初回加算	(Ⅰ)3,745円／月	1割375円／月 2割749円／月 3割1,124円／月	退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。
	(Ⅱ)3,210円／月	1割321円／月 2割642円／月 3割963円／月	上記以外で指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。
長時間訪問看護加算	3,210円／月	1割321円／回 2割642円／回 3割963円／回	特別管理加算の対象となる利用者に対して1回の訪問時間が1時間半以上超えた場合算定します。
退院時共同加算	6,420円／月	1割642円／月 2割1,284円／月 3割1,926円／月	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中のご利用者に対して主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合に算定します。(ただし初回加算と同時加算はありません)
複数名訪問加算	30分未満 2,717円／回	1割272円／回 2割544円／回 3割816円／回	ご利用者やご家族の同意を頂いている場合であって、ご利用者の身体的、精神的理由等により同時に二人の職員が訪問看護を行った場合に算定します。
	30分以上 4,301円／回	1割431円／回 2割861円／回 3割1,291円／回	
看護・介護職連携強化加算	2,675円／月	1割268円／月 2割535円／月 3割803円／月	訪問介護事業と連携し、痰の吸引等が必要なご利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言の支援を行った場合に算定します。
ターミナルケア加算	27,500円／月	1割2,750円／回 2割5,500円／回 3割8,250円／回	ご利用者が亡くなられた日を含めて14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合であって主治医との連携の下実施するターミナルケア計画等についてご利用やご家族の同意を得ている場合に算定します。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1.8%		介護職員等の賃金改善及び職場環境の改善を目的として、介護職員等処遇改善加算を算定します。加算額は利用料に応じて変動し、所定単位数に1.8%を乗じて算出されます。
特別管理(Ⅰ)			特別管理(Ⅱ)
気管カニューレ、留置カテーテル、麻薬の持続注射など、高度な医療管理が必要な利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。			在宅酸素療法、ストマ、自己導尿、経管栄養、CAPD等の医療管理が必要な利用者に対し、計画的な管理を行った場合に算定します。

訪問看護管理療養費

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 4	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
	上記以外の場合	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合、1日につき)	単一建物居住者が20人未満	3,010 円	301 円	602 円	903 円

訪問看護基本療養費

項目			料金	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	看護師 週3日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師 週4日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師 週3日まで		5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師 週4日以降		6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費Ⅱ(1日につき)	看護師 同一日に2人	週3日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週4日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	看護師 同一日に3人以上 9人以下	週3日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週4日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師 同一日に2人	週3日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週4日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	准看護師 同一日に3人以上 9人以下	週3日まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
		週4日以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円

訪問看護基本療養費Ⅲ(1日につき)	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
-------------------	---------	-------	---------	---------

訪問看護物価対応料

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護物価対応料1 (1日につき)	月の初日の訪問の場合	60 円(120 円)	6 円(12 円)	12 円(24 円)	18 円(36 円)
	月の2日目以降の訪問の場合	20 円(40 円)	2 円(4 円)	4 円(8 円)	8 円(12 円)
訪問看護物価対応料 2(1日につき)		20 円(40 円)	2 円(4 円)	4 円(8 円)	8 円(12 円)

※1 及び 2 については、令和9年6月以降は、()内の額を算定します。

訪問看護ベースアップ評価料

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) (1月につき)		1,050 円(2,100 円)	105 円(210 円)	210 円(420 円)	315 円(630 円)
	注	1,830 円(2,880 円)	183 円(288 円)	366 円(576 円)	549 円(864 円)

※ベースアップ評価料Ⅰは別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、注の金額に変わります。

※令和9年6月以降は、()内の額を算定します。

訪問看護ターミナルケア療養費

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費 (1日につき)	Ⅰ	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	Ⅱ	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

訪問看護情報提供療養費

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費 1.2.3 (1月につき)		1,500 円	150 円	300 円	450 円

加算

項目				料金	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
難病等 複数回 訪問看護 加算 (1日につき)	1日に 2回の場合	同一建物内 2 人以下		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物内3人以上9人以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		同一建物内 10 人以上 19 人以下		3,700 円	370 円	740 円	1,110 円
		同一建物内 20 人以上 49 人以下		3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
		同一建物内 50 人以上		3,300 円	330 円	660 円	990 円
	1日に 3回以上 の場合	同一建物内 2 人以下		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	1 月当たり 20 日目 まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
			1月当たり 21 日目 以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
緊急訪問看護加算 (1日につき)		月 14 日まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算(1回につき)				5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護 加算 (1日につき)		看護職員が他の 看護師等(准看護 師を除く。)と同時 に指定訪問看護 を行う場合	同一建物内 2 人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物内 3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		看護職員が他の 准看護師と同時に 指定訪問看護 を行う場合	同一建物内 2 人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
			同一建物内 3人以上9人以下	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
		所定額を算定する 指定訪問看護 を行う看護職員 がその他職員と 同時に指定訪問 看護を行う場合 (別に厚生労働 大臣が定める場合)	同一建物内 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円

			同一建物内 3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	看護職 員がそ の他職 員と同 時に指 定訪問 看護を 行う場 合（別 に厚生 労働大 臣が定 める場 合に限 る。）	1 日 1 回の 場合	同一建物内 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			同一建物内 3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	1 日 2 回の 場合	同一建物内 2 人以下	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
		同一建物内 3人以上9人以下	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円	
	1 日 3 回以 上の場 合	同一建物内 2 人以下	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
		同一建物内 3人以上9人以下	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	
夜間・早朝訪問看護加算 （午後6時～午後10 時、午前6時～午前8時の訪問1回につき）	同一建物内 2 人以下			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	1 月当たり 15 日目まで		2,100 円	210 円	420 円	630 円
		1 月当たり 16 日目以降		1,900 円	190 円	380 円	570 円
深夜訪問看護加算 （午後 10 時～午前6時の訪問1回につき）	同一建物内 2 人以下			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	1 月当たり 15 日目まで		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
		1 月当たり 16 日目以降		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
退院支援指導加算(1回につき)			90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			90 分以上	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
退院時共同指導加算(1回につき)				8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算(1回につき)				2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算(1回につき)				3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急等カンファレンス加算(1回につき)				2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 (1月につき)	重症度が高い			5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	それ以外の場合			2,500 円	250 円	500 円	750 円

看護・介護職員連携強化加算(1回につき)		2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別地域訪問看護加算(1回につき)		所定額の 50%			
訪問看護医療 DX 情報活用加算(1月につき)		50 円	5 円	10 円	15 円
24 時間対応体制 加算 (1月につき)	24 時間対応体制における看護業務の 負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	それ以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
訪問看護医療情報連携加算(1月につき)		1,000 円	100 円	200 円	300 円

訪問看護管理療養費

医療保険【精神科】

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 4	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
	上記以外の場合	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合、1日につき)	単一建物居住者が 20 人未満	3,010 円	301 円	602 円	903 円

精神科訪問看護基本療養費

項目				料金	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		30分未満		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	看護師 週4日以降	30分以上		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		30分未満		5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	准看護師 週3日まで	30分以上		5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		30分未満		3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	准看護師 週4日以降	30分以上		6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		30分未満		4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(1日につき)	保健師、 看護師または作業療法士 同一日に2人	週3日まで	30分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			30分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		週4日以降	30分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
			30分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円

	准看護師 同一日に 2 人	週 3 日ま で	30 分 以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
			30 分 未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
		週 4 日以 降	30 分 以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
			30 分 未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(1 日につき)				8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

訪問看護物価対応料

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護物価対応料1 (1日につき)	月の初日の訪問の場合	60円(120円)	6円(12円)	12円(24円)	18円(36円)
	月の2日目以降の訪問の場合	20円(40円)	2円(4円)	4円(8円)	8円(12円)
訪問看護物価対応料2(1日につき)		20円(40円)	2円(4円)	4円(8円)	8円(12円)

※1及び2については、令和9年6月以降は、()内の額を算定します。

訪問看護ベースアップ評価料

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (1月につき)		1,050円(2,100円)	105円 (210円)	210円 (420円)	315円 (630円)
	注	1,830円(2,880円)	183円 (288円)	366円 (576円)	549円 (864円)

※ベースアップ評価料Ⅰは別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、注の金額に変わります。

※令和9年6月以降は、()内の額を算定します。

訪問看護ターミナルケア療養費

項目		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費 (1日につき)	Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	Ⅱ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

訪問看護情報提供療養費

項目	料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費 1.2.3(1月につき)	1,500 円	150 円	300 円	450 円

加算

項目				料金	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
精神科複数回訪問加算 (1日につき)	1日2回の場合	同一建物内2人以下		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1日3回以上の場合	同一建物内2人以下		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
精神科緊急訪問看護加算 (1日につき)		月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算(1回につき)				5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科訪問看護加算 (1日につき)	保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合	1日1回の場合	同一建物内 2人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1日2回の場合	同一建物内 2人以下	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
		1日3回以上の場合	同一建物内 2人以下	14,500 円	1450 円	2,900 円	4,350 円
	准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	1日1回の場合	同一建物内 2人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		1日2回の場合	同一建物内 2人以下	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
		1日3回以上の場合	同一建物内 2人以下	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円

	看護補助者 又は精神保健福祉士と 同時に指定 訪問看護を 行う場合	同一建物内 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後 10 時、 午前6時～午前8時の訪 問1回につき)		同一建物内 2 人以下	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 (午後 10 時～午前6時の 訪問1回につき)		同一建物内 2 人以下	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
精神科重症患者支援管理連携加算 (1月につき)	イ		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	ロ		5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
退院支援指導加算(1回につき)	90 分未満		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	90 分以上		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
退院時共同指導加算(1回につき)			8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算(1回につき)			2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算(1回につき)			3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急等カンファレンス加算(1回につき)			2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 (1月につき)	重症度が高い		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	それ以外の場合		2,500 円	250 円	500 円	750 円
看護・介護職員連携強化加算(1回につき)			2,500 円	250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算 (1月につき)	24 時間対応体制における 看護業務の負担軽減の取 組を行っている場合		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	それ以外の場合		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算(1月につき)			50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算(1月につき)			1,000 円	100 円	200 円	300 円